

古賀市小規模事業者緊急支援金の給付について

令和2年5月7日
改正

概要 古賀市では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、売上の減少が生じている市内小規模事業者の事業継続を支援するため、緊急支援金を給付します。

支給対象者 古賀市内に主たる事業所、店舗等を有し、令和2年3月から5月のいずれかの月の売上が新型コロナウイルス感染症の影響により、50%以上減少している小規模事業者です。（5月を売上比較対象月にする場合は、5月21日以降に申請してください。）
※詳細は別紙「対象となる小規模事業者」を参照してください。

支給額 1事業者あたり10万円（1回まで）。ただし、同一人物が複数の小規模事業者の代表を兼ねている場合は、1事業者分となります。

申請期限 令和2年6月30日（火）17:00まで（当日消印有効）

必要な書類

提出書類	備考
① 提出時チェックリスト	
② 古賀市小規模事業者緊急支援金交付申請書兼実績報告書（兼請求書）	
③ 売上高等に関する申告書及び誓約書	
④ 2019年確定申告書類の写し	令和2年1月以降に開業した場合は、開業届や営業許可証など開業に関する公的書類の写しが別途必要
⑤ 令和2年3月から5月のいずれかの月の売上高及び前年同月の売上高が確認できる帳簿類の写し（注）	月別の売上台帳、月別試算表（損益計算部分のみ）、決算書（法人事業概況説明書等）、推移表等のいずれか
⑥ 事業所の所在地が確認できる書類の写し	開業届、営業許可証、課税明細、賃貸借契約書、公的機関からの郵便物等のいずれか ※確定申告書類の写し（収支内訳書、青色申告決算書等）で分かる場合は不要
⑦ 通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（カナ）が分かるもの）	ネットバンキングの場合は、口座番号等が分かるパソコン画面をプリントアウトしたもの等
⑧ 本人確認書類【 個人で事業を営む者のみ 】	運転免許証、健康保険証等の写し
⑨ 商業登記簿謄本の写し【 法人のみ 】	

（注）前年比較が困難な場合は、別紙「対象となる小規模事業者」の3. の例外を参照。

その他 交付決定通知書は、申請者の所在地に送付します。

申請方法

- 原則郵送（新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送による申請にご協力ください）
- 市役所内の特設ボックスへの投函も可能
【特設ボックス設置場所】
開庁時間：市役所正面玄関の総合案内横
閉庁時間：市役所裏の警備員室横

郵送先及び問い合わせ先

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1-1
古賀市役所 **小規模事業者緊急支援金窓口**
（市役所第2庁舎2階）
専用電話：092-692-1099
※窓口・電話対応日時：月～金 8:30～17:00